

## 平成27年度第1回総合教育会議

- 1 日 時 平成27年4月17日（金曜日）  
午後3時00分～午後4時20分
- 2 場 所 市役所本庁舎1階全員協議会室
- 3 出席者 市長 星野信吾  
委員 小野寺 巧  
委員 箕輪菊雄  
委員 齊藤久也  
委員 大久保春美  
委員 森元 州
- 4 欠席委員なし
- 5 署名委員 委員 小野寺 巧  
委員 箕輪菊雄
- 6 説明職員 教育政策課 課長 林 みどり  
教育政策課 主任 馬場規雄  
学校教育課 課長 齊藤 宏  
子育て支援課 課長 和田雅子
- 7 事務局職員 総務部 部長 大熊経夫  
秘書広報課 課長 清水昌人  
秘書広報課 主事 柳 茉莉
- 8 傍聴者 3人
- 9 議 事
  - (1) 教育振興基本計画と大綱の位置付けについて
  - (2) 総合教育会議の進め方について
  - (3) 富士見市いじめ防止基本方針（案）について

### ◎開会及び開議の宣告

○秘書広報課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成27年度第1回総合教育会議を開会いたします。

最初に、この会議の構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会であり、教育委員会からは全ての教育委員が出席されることを基本とする。となっておりますことを確認させていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料の確認をさせていただきます。

①本日の会議次第

②カラー刷りの「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(概要)・・・A4両面印刷1枚もの

③白黒の両面刷りで、「総合教育会議について」と裏面は「大綱について」と書かれているものです。

④本日持参のお願いさせていただいております「富士見市教育振興基本計画」です。

次第に沿って進めさせていただきます。

申し遅れましたが、本日の事務局を務めさせていただきます、秘書広報課長の清水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、はじめに当会議の招集をさせていただきました、星野市長よりご挨拶申し上げます。

○市長 本日は第1回の総合教育会議ということで、教育委員の皆様方には、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。また、各委員の皆様方には、平素から子どもたちの教育の充実発展のために大変なご尽力を賜っておりますこと、心から感謝を申し上げます。

本日の会議の目的は、すでに周知されておりますとおり、地方教育行政法の改正に伴い、私、首長と教育委員会とが忌憚なく意見交換し合い、その協議の中から、地域における教育行政の指針となる大綱を策定するという総合教育会議の設置が義務付けられたことによるものであります。

幸い、当市にはすでに多くの検討を重ねて策定された『富士見市教育振興基本計画』がございます。富士見市民を取り巻く生活環境は、今、劇的に変わっております。このような時だからこそ、計画に掲げられている『学びあい、人がつながり一人ひとりが輝く富士見市の教育』という基本理念をあらゆる角度から実行に結び付けるために、基本方針の3番目にあります「組織の総合力を生かした教育の推進」が一層必要になってくると考えております。

教育においては、子育て支援やいじめの問題、生涯学習など、幅広く行政に関わる事柄が多くございます。中でも今年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、幼稚園と保育所を一体化した取り組みが行われていることから、特に幼児教育は重要課題と考えているところです。幼児期は人間形成のベースを作る大切な時期であ

りますので、富士見市の希望ある未来を担う人材の育成を、しっかりとした体制の下で実施していく機会としていきたいと思えます。

これまでも教育委員の皆様方とは懇談などをさせていただいてまいりましたが、今回、市としましても正式な位置付けの中で、皆様方と一緒にあって対話をし、議論を深める場ができたということは、大変意義深いことだと思っています。

教育委員の皆様方と私ども市長部局が力をあわせて、問題意識を共有して、富士見市の教育施策を進めていく、今日はその大きな第一歩となりますことを、心から期待をして、私のあいさつとさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○秘書広報課長 ありがとうございます。それでは協議に先立ちまして、委員の自己紹介をお願いしたいと存じます。当会議に向けての抱負などございましたら、併せてお願ひできればと思えます。小野寺委員から順番によろしくお願ひいたします。

#### ◎委員の紹介と抱負

○小野寺委員 市長には日頃から子どもたちのため、学校のために教育環境の整備等々に格段のご配慮をいただいております、大変ありがたく感じているところがあります。今回から総合教育会議ということで、定期的に話し合いを持つ機会ができました。是非これまで以上に市長部局との連携を強めて、一致したというか一つの方向を向いて一致して教育の充実のために取り組んでいく機会になればと期待をしているところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○箕輪委員 市長から公募委員という形で教育委員にならせていただきまして、その任務に努力してきたつもりであります。総合教育会議という初めての会議ですけれど、市長並びに副市長を含めて今まで3回ほど教育委員会は懇談会を持ってきております。富士見市は、そういう意味では進んだ取り組みをしてきたなというふうに思っておりますが、一方でその流れで屋上屋を重ねるというものにしないために、新たな観点で是非市長と協議して教育行政発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○森元委員 これまでも市長部局とは連携を図ってきた訳ですが、近年さらに横断的な課題が増えております。そういう意味では、この会議でさらに首長との連携を強化させていただいて、より市民あるいは子どもたちの施策が充実すればよいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○齊藤委員 法改正に伴い、7年前に保護者代表として任を受け教育委員をさせていただいてから今年で8年目になります。当初、私は保護者代表の一人として教育関係の整備の充実はもとより、子どもたちの安心安全を主眼の一つひとつの課題に取り組んでまいりたいと申し述べさせていただきました。その考えは今も変わることなく続

けているわけですが、このような会議をもって市長と直接お話をしながら、子どもたちの将来を考えられる機会として受け止めさせていただいて、この会議に臨んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○大久保委員 私自身は、障害のある人それから高齢者、長い間研究のテーマにしてきましたし、今でも色々社会活動しておりますけれども、どうしても教育委員会の中での取り組みと、私の意見が反映するのも限界がありますし、これからも市長をはじめ市全体の中での連携を強化する中で、富士見市の多くの市民の方たちがいきいきとお元気に「自分が大好き」と言っていただけのような環境づくりのお役に立てればいいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○秘書広報課長 ありがとうございます。それでは、以後の進行につきましては、星野市長よりお願いいたします。

#### ◎会議録署名委員の選出

○市長 それでは会議に移らせていただきますがその前に、本日の会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に、小野寺委員と箕輪委員を指名いたします。ではまず今年度より設置が義務付けられた「総合教育会議」について、経緯を事務局から説明をお願いします。

#### ◎会議の設置までの経過説明

○秘書広報課長 本会議の事務局は、市長が教育委員会との協議・調整をするための事務調整が図れること、迅速な危機管理体制の構築が図れること、教育委員の任命事務を所掌していることなどから、市長部局の秘書広報課が担当させていただくことになりました。

なお、会議の招集は、原則として市長が行います。これは、市民の代表である市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、公の場で教育政策について議論することが可能になること、また、近年教育行政分野だけでは対応しきれない問題が増加しており、市の行政全体による円滑な対応が可能になることにつながると考えられるからです。

また、本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条の4第7項により、議事録の作成と公表が努力義務とされております。議事録については、事務局の秘書広報課で作成し、ホームページにて公表いたします。また、さきほど市長から会議録署名委員の指名もございましたが、委員の中から署名委員を選出し、ご署名をいただいたうえで公表させていただきますので、お願いいたします。

○市長 では続いて総合教育会議の概要の説明をお願いします。

○秘書広報課長 はい。皆様のお手元にございますカラー刷りの資料「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（概要）で説明させていただきます。

見開き右の上段になりますが、大きく5つの項目について教育委員会の改革が期待できるとされています。

1. 教育行政における責任体制の明確化

2. 教育委員会の審議の活性化

3. 迅速な危機管理体制の構築

4. 地域の民意を代表とする首長との連携強化

5. いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化しているものでございます。

この中で、市長と教育委員会という対等な執行機関同士が協議や調整を行い、地域の教育の課題や、あるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る場として「総合教育会議」の設置が義務付けられたものでございます。簡単ですが、以上でございます。

#### ◎優先協議事項の確認

○市長 今、ひととおり会議設置までの経過等の説明があったところまではよろしいでしょうか？

○委員全員 「了解です」の声。

○市長 では、具体的な協議・調整事項について、最初の会議ですので整理しておきたいと思います。まず、優先的に協議しておかなければならない事項があれば、再度事務局から報告をお願いします。

○秘書広報課長 はい。では、優先的にお願いしたい協議事項として大きく3点ございます。

1. 教育行政の大綱の策定

2. 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策

3. 児童・生徒等の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置

の3点ですが、その中でも本日はまず「教育行政の大綱の策定」についての協議をお願いしたいと考えております。

なお、この大綱の策定にあたっては、現存する「富士見市教育振興基本計画」をもって代えることができることにもなっておりますことを加えて申し上げます。

○市長 今、事務局から説明のあった教育振興基本計画を大綱に代えることができることについて明確な根拠はありますか。

○秘書広報課長 はい。根拠でございますが、平成26年7月17日付け文部科学省初等中等教育局長発「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（通知）」内の大綱の策定についての中で『地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと』と、明文化されているものです。

#### ◎協議事項（1）

○市長 それではただ今計画は大綱をもって代えられるということでの説明をさせていただきましたけど、この総合教育会議で協議・調整しなければならない事項につきまして、ただいまの事務局からの説明で概ねご理解いただけたのではないかと考えておりますので、ここからは今の基本計画をもって大綱に代えることができるという部分について皆さんと議論をしていきたいと思っておりますので、忌憚のないご意見をいただければありがたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。いかがでしょうか。箕輪委員。

○箕輪委員 市長としては、この教育振興基本計画を大綱として位置付けたいとお考えの提案と受け止めてよろしいのでしょうか。

○市長 はい。今の箕輪委員からのお話があったとおり、法的にもこの基本計画をもって大綱に代えることができると謳われておりますので、本市には教育委員会さんの方で努力をいただいてこのように立派な基本計画を作っていただいておりますので、当面はこの形で大綱として移行させていただいてやっていくことが望ましいのではないかとということで、このような提案をさせていただきました。

○箕輪委員 はい。そうであれば教育委員会としても、これ原案の段階から検討してきましたし、パブリックコメントをいただいたり、あるいは何か所かで市民の皆さんに説明をして意見もいただいてまとめた計画ですので、大綱に位置付けるという点では異存はないと個人的には思います。以上です。

○市長 小野寺委員。

○小野寺委員 はい。私も賛成です。富士見市総合計画第5次基本構想前期基本計画に基づいてこの富士見市教育振興基本計画は作られておりますし、基本計画市民検討会議というのを設置して様々なPTAをはじめ、様々な代表また専門員として大学の先生も入って色々な方々の意見を広く聴いて作られているとのことですので、教育振

興基本計画を大綱にするということについては賛成です。ただ、いじめについての記述が、この教育振興基本計画にはあまりないというか薄いというか、ということがあるというふうに思います。その部分をどこかで補うのがベストかなというふうには考えております。以上です。

○市長 はい。今、小野寺委員の方からですね基本的には基本計画を大綱にということではないかと、また、この中で先般3月の議会で条例制定されました「いじめ防止」の部分についての記述がないと、これも確かにそうだと思います。基本的には、現基本計画は、平成25年度から平成29年度の間で計画を策定されておりますので、改めてこれを見直しをする期間が当然きて、またそこからスタートすることになりますので、どうでしょうか。その時に、いじめの部分については改めて記述を挿入させていただいて、そこで作り直しをさせていただくというようなことで進めさせていただくことが望ましいのではないかと私の方では思うのですが、これについてご意見はどうでしょうか。箕輪委員。

○箕輪委員 いじめの問題につきましては、基本方針も作成して、それに則って取り組んでいくという方向性を出しておりますので、現実的にはそのやり方で支障はないだろうと思います。それで大綱は全てを載せるということでもないの、今、市長が提案されました見直しの時に追加編成していくという方向でよろしいかなと思います。

○市長 そのほかに意見ございますか。森元委員。

○森元委員 私も基本的にはこの教育委員会の振興基本計画を大綱に読み替えていくのが手続き上も経ておりますし、計画的な教育行政が推進している観点から、それがより良い方策かなと考えます。しかしながら今のお話のように5年間というスパンの中には、やはりそれぞれの時代の中で新しい課題というものが発生してきているのも事実でございます。そのひとつがいじめであるのかなと考えますが、そういう意味も踏まえてこの基本計画を基本としてですね、議会の動きとか県あるいは国の動きも踏まえて、この策定を読み替えていくのが望ましいのかなと考えております。

○市長 はい。今、森元委員からお話があったように、国や県の動向も当然踏まえていくということは、少なからずそういう形になっていくのだろうと思います。ですので、先程お話したとおりですね、平成29年度の見直し作業において、いじめという今一番問題になっている部分ですけれども、その部分にはしっかりと挿入をさせていただいていきたいと思っておりますので、これについては他にご意見があれば伺いますけれども。よろしいですか。

○委員全員 「なし」の声

○市長 はい。それでは、このあたりで、意向を改めて確認したいと思います。現存の「富士見市教育振興基本計画」をもって、この総合教育会議での大綱に代えるということで、ご異議はありませんか？

○委員全員 「異議なし」の声。

○市長 はい。全会一致で異議なしということでございます。ご異議がないようですので、現存の「富士見市教育振興基本計画」を、この総合教育会議での大綱に代えて、今後の協議・調整を行っていきたいと思います。

#### ◎協議事項（２）

○市長 次に、協議事項の２番目「今後の会議の進め方」についてですが、会議を開催する基準については何か規定があるのか、事務局から説明をお願いします。

○秘書広報課長 はい。先程も申し上げましたとおり、この会議は原則として市長が招集することとなっておりますが、今回改正された地方教育行政法においては、特に会議の年間の開催回数や時期に関する規定はございません。したがって、緊急を要する協議事項が発生した場合を除いては、基本的には、市長が協議・調整すべきと判断した事項があった場合に開催するものと考えております。ただし、教職員定数の確保や教材費・学校図書類の充実など、政策の実現に予算等の権限を有するものについては、教育委員会の側からも積極的に招集を求めることも可能となっている。ということでございます。以上でございます。

○市長 はい。ではまず今、事務局に説明をさせていただきましたが、会議を開催するにあたりましては、開催回数や時期についての規定はないということでございますので、今後どのような形でこの会議を招集し運営していくか。という部分について皆さんから忌憚のないご意見をいただければと思いますけど、どうでしょうか。はい箕輪委員。

○箕輪委員 年間の回数とかも含めて、その運営の仕方はそれぞれの自治体に任せるという法の中身だと思っておりますが、年間何回必要かと今の段階では想定がなかなか難しいし、まあ２か月に一度くらいとかいったスタイルで情報交換も含めてやっていたらいいのかなと、ちょっと思っているのですが、もっとそれは減らしてもいいのかな。それとは別途、法の解釈上でもいじめとかの問題も先程出ましたけれども、それに迅速に対応するという件に関しては、市長と教育長だけでも会議を行って対応ができるようにすることが可能だという理解があると思うのですが、それはそれで必要でいいのですが、そういう事態の時に可能な限り全ての構成員に連絡をとって必要な会議を設定するとかということも同時に意識してやっていくことが大

切かなと思っておりますし、実際に緊急に対応した時にでも別途全員が集まって、その報告を受けるだとかということのフォローをどうするかとか、そのへんも今後の検討でよいと思うが、細かいことを含めて他の自治体の動きなども勘案しながら、煮詰めながら決めていけばいいのかなと。現時点でこうだ。というのはちょっと初回の会議ですのでなかなか難しいなと実際思っております。

○市長 はい。ありがとうございます。そもそもこの総合教育会議の趣旨というのは、例えば何か緊急に管理的物事の事案が発生をしたという時に、こういう招集をし会議を開いて教育委員会と執行部側が速やかに調整をして問題解決と説明責任を果たしていくということが一番望まれていることだと思っておりますので、今、箕輪委員が言われたように2か月に1回とかいうことではなくて、必要とあるべきときに、また今日初めてこの会議がスタートしたばかりでございますので、そういったこともこれから詰めていきながら今後どうしていくか回数的なことも含めて調整をしながら進めていくことがいいのではないかと私も思うのですけれども、そういうような形よろしいですか。大久保委員。

○大久保委員 緊急な事案についてはわかりましたけど、もう一つ共通な理解を図る意味で両方に係る大きな課題、例えば今思いつくのは体育館の関係からきてこれから市のスポーツのあり方だとか幅広い高齢者から幼児まで含めて、いかにしてスポーツを広めていくのか健康づくりをどうしているのか、当然市長部局と教育委員会の方とで色々な連携が必要となってくるのですが、そういうことについても話し合う機会にはならないのでしょうか。私は是非そういうことを話したいと思っておりますし、しっかり協議をする場にならないかなと思っております。

○市長 はいわかりました。小野寺委員。

○小野寺委員 緊急の時に開催をしていただくというのは当然のことと言えば当然のことなのですが、今ご意見がでたように、定期的に継続してお話していく会というのでも必要かなと思いますので、年に6回は無理でしょうが、2回から3回は、ある程度年度のはじめの4月か5月に1回、予算がらみの1月近辺に1回、夏に1回とか議会のない時期を選んで開催しやすいと時にやるというふうに、定例会というのの一応位置付けておいたほうがいいのかというふうに考えます。

○市長 はいありがとうございます。今、大久保委員さんまた小野寺委員さんから定例的に教育委員会と行政執行部の方とですね教育行政について話し合いをさせていただく機会が持てた方がいいのではないかとこの提案をいただきました。先程、大久保委員からもあったように、市長部局の方と教育委員会とは年に1回くらいはということでも今までもさせていただいてきておりますので、私もそういう意味では年に

2回、3回という部分では色々な意味で特に先程のところの部分にもありましたように、教育委員会の方から市長部局の方に職員定数の確保だとか、色々な政策的なことの部分もございますので、そういう意味合いからすると、私も年2回もしくは3回ぐらいの間で、定期的な開催をすることがよろしいのではないのかなと思いますので、他の方からご意見をいただいてそれでよろしければ、その方向で調整をさせていただくということでもいいと思いますけど、齊藤委員さん、森元委員さん、箕輪委員さんどうでしょうか。森元委員。

○森元委員 今、小野寺委員がおっしゃったように、ある節目で、たとえば予算というお話が出ましたけど、予算の編成権・執行権は市長にあるわけでございますので、そうしたことを踏まえて教育の政策に対する協議の場がこの一つとして設けられるのも非常にこの会議が生きてくると考えております。

○市長 はいありがとうございます。箕輪委員さんどうですか。

○箕輪委員 2か月に1回はやはり多いなと考え先程申したのですが、定例的にやりたいという意識は私の中にも下意識にあった発言だったのですね。それで小野寺委員が言ったように節目に設けていただければというのがいいかなと思います。そういう意味では富士見市の総合教育会議が他市町村の一つのモデルとなるような取り組みとして、進んでいければいいなと思います。

○市長 はいありがとうございます。齊藤委員さんいかがでしょうか。

○齊藤委員 はいありがとうございます。市長就任以来こういう会は毎年持っておりましたので私もそういう感覚でいたのですけれど、実際に緊急な時というのはいつ何時に起こるかわからないということで、ただそういう時には目だけをもってこういう会を招集できるということですので、やはり学校教育と考えれば、学校は3学期制をひいておりますので節目節目というのは出てきますし、社会教育というものを考えれば当然公民館が1年間のスパンで運営されていると、色々な考えがあると思いますけれど、忙しい市長がこの時、やれる時という時期を定めていただいて、ご案内いただければそれが一番タイムリーな時期になるのかなと思いますので、私も賛成したいと思います。以上です。

○市長 はいありがとうございます。それでは委員の皆さんの総意で定例的に会議をということでございますので、最終的に年に何回にするかは今後調整をさせていただきますけど、2回もしくは3回の範囲でやらせていただくように調整し、最終的に何月という決め方をさせていただきたいと思いますので、そういったことでよろしいでしょうか。

○委員全員 「異議なし」の声。

○市長 ではそういったことでこれから進めさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

(3) の議題につきましては、説明員が入れ替わりますので、10分間の暫時休憩をさせていただきますと思います。再開は15:45分からです。

### ◎暫時休憩

#### ◎協議事項(3)

○市長 再開いたします。次に、協議事項の3番目「富士見市いじめ防止基本方針(案)」について協議をします。まず、はじめに先般の川崎の事件も踏まえて、あってはならないことが今起きてしまっている訳ですけれども、しかしながら本市におきましては、教育委員の皆様方のご指導があって、小学校・中学校の子どもさんたち自らがいじめをなくしていこうという宣言文を作って、そしてその宣言文をもとに今それぞれが様々な事業を通して、いじめをなくすという啓発運動をさせていただいていると思っておりますし、本当にありがたいことだと思っております。市といたしましては、先程も申し上げましたように、議会で議決をいただきまして「いじめ防止条例」が制度として確立したわけでございます。これはやはり学校だけがいじめではありませんので、どうしてもそういう部分では地域、社会全体でいじめをなくす多くの方々に関わっていただく環境を作っていこう。ということで「いじめ防止条例」を作らせていただきました。そうした中で、あのような悲惨な事件や事故を、この富士見市から絶対に起こさせないということを踏まえてこれからもしっかりと皆様のご意見をいただきながらやっていきたいと思っております。そういう意味でこれから担当の方から「富士見市いじめ防止基本方針(案)」について、ご説明をさせていただきますと思っておりますのでどうぞよろしくお願いをしたいと思います。それでは説明をお願いします。学校教育課長。

○学校教育課長 課長の斉藤でございます。よろしくお願いいたします。それでは富士見市いじめ防止基本方針につきまして、概要になりますが説明をさせていただきます。本基本方針(案)は、子育て支援課・学校教育課による調整会議、関係課による庁内委員会、そして教育委員会議を経て現在のものとなっております。本基本方針(案)は、本市の「いじめ防止条例」に基づきその条例を実用するために策定されるものとなっております。その基本理念は簡単に言いますと条例3条に述べられております「いじめ防止等の対策は子どもが一定の人間関係にある全ての場を考える」「子どもがいじめをしないさせない、見て見ぬふりをしないことを自覚し自分たちでいじ

めの根絶を目指す」3点目として「子どもの健全な人間関係づくりを目指す」という3点となります。また、条例のパブリックコメントで指摘をいただきました相談の窓口、相談体制、インターネットによるいじめ等についても、中で述べさせていただいております。それでは少し具体的に説明いたします。まず「市の責務」についてでございます。その中を市長部局と教育委員会と分けまして、それぞれ組織の設置、いじめ防止等の対策について述べてございます。次に市立学校及び市立学校の教職員の責務、そして保護者の責務の2つにつきましては、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの解決に向けた対処という柱建てとなっております。市立学校及び市立学校の教職員の責務では、いじめの防止と早期発見に取り組む責任、子どもの変化に気づき適切かつ迅速に対処する責任、相談する環境を整備する責任について述べております。次に「保護者の責務」でございます。この保護者の責務では、いじめをしないさせない、見て見ぬふりをしないことを教える責任、子どもに寄り添い保護をする責任、3つ目といたしまして、いじめ防止等の対策に協力し、その克服に取り組む責任。その3点を述べてございます。次に子どもの役割では人間尊重の精神に基づきまして、子ども自身が健全な人間関係を築くことを中心に述べてございます。「市民等の役割」では、子どもを見守る情報の提供、いじめ防止等の対策に協力することを述べてございます。インターネットによるいじめへの対処は大きく3つ、市の取り組み、市立学校の取り組み、保護者の取り組みという柱建てとなっております。それから重大事態への対処につきましては、条例の内容に基づき、その内容を分かりやすくまとめさせていただきました。パブリックコメントの中でご指摘いただきました相談の窓口の一覧は、なるべく広くということですので、県内のいくつかの場所をそこに述べさせていただいております。それから、市長部局・教育委員会または学校の方に設置するそれぞれの組織の相関図を、これが決定というわけではありませんけど、こういうような今のところ案でまとめてみてはどうかということで、そこに載せさせていただいております。それから同じく、重大事態の発生時の対応ということで、難しく書いてあるとなかなか目がいかないということで、なるべく簡素化して図式化したものを載せてはどうかとの指摘もございましたので、こちらも先程と同じように決定ではありませんが、入れさせていただいております。簡単ではありますが概要の説明は以上でございます。

○市長 はいありがとうございました。今、いじめ防止基本方針の概要ということで説明をさせていただきました。ここで各委員の皆さんにもよろしければ、いじめに対するそれぞれの思いという部分でお話をいただければと思うのですが、小野寺委員さんの方からどうでしょうか。

○小野寺委員 私も学校現場に長い間おりまして、いじめの事案にぶつかりました。いじめられた子供は本当に苦しい思いをして、学校に行きたくない、自分なんかいなくなればいいのではないかと。親にも話せない。誰にも相談できない。中には、大変ひ

どい時は死んでしまおうかというふうに考えて、とても苦しんだという事案もありました。だいぶ学校の方ではアンテナを高くしてできるだけ早く察知して早く解決したいということで指導するようになってきていると思います。また、いじめを起こさないように子どもたちも考えておりますし、教員の方もそういう学校づくりに努力をしていると思います。でも、なかなかなくなるという現状がございます。この度の法の改正に伴って富士見市として市全体で、市民全体でそういう悲惨ないじめというようなことが起こらないように、子どもたちを見守っていこうと、子どもたちにも努力をしてもらおうということで、条例やら基本方針やらが出来てきた訳です。今後このような方針・条例を広く保護者の皆様、市民の皆様に知っていただいて、いじめが起こらないように万全の努力をしていかなければいけないなど、改めて感じているところでございます。以上です。

○市長 はいありがとうございました。それでは箕輪委員さん。

○箕輪委員 私もかつて教育現場にいたことがあって、実際にいじめの現場も様々目にしたことがあるのですが、学校を一つの枠と考えますと、いじめというのは起こりうるものだというようにおさえる必要があるものと思います。集団で色々なことをやっていく時に、ぶつかり合いがありますし、全く何もないということはありませんで、それを許すのではなく、ありうるけどそれを放置はしないで解決していくということが必要だと思います。そういう意味では目の前の子どもたちを相手にした時には、基本的に学校の中で行われるいじめに関しては、担任が全ての対処の前衛になるのだらうなと思っております。そういう意味で今、小野寺委員が言ったようにアンテナを高くして日々の子どもの変化に即敏感にキャッチしながら対応できる体制を先生方がとっていくことが非常に大切かと思っております。それで、いじめの定義が方針にもあるのですが、定義に従って見たときに、軽いいじめからひどいいじめとランクがそれなりの間隔であると思うのですが、集団の中で生じるぶつかり合いなんかについては、やはり子どもたちが主体的にそれを克服できるような力を学級の中で育てていくということの責任も先生方は担ってほしいなと思っております。それと色々自殺に至るとか質の問題もあると思うのですが、命に関わるようなものについては、やはり犯罪のレベルでもって捉えて、学校だけでは対処できないものについては必要な専門機関との協力も避けないでやっていく必要もあるのかなと思っております。9割方は学校の内部で対応できる。それが教育の力として子どもたちを育てていく。それでいじめられている子が安全確保のためにそこを守ることが最重要の課題なのですが、教育の観点から言うと、いじめた子を排除するというのではない取り組みが必要となってくるだろうと思うのです。そこを履き違えると、いじめた子は全部どこかへやってしまえばいいということになると、間違った教育になってしまうので、排除しないで克服していく力を集団の中にどう作っていくかが学級運営の大きなポイントになっていくと思っております。それともう1点、保護者の責務についても書か

れているのですが、この間、市P連の役員の方との会合を持った時に、役員をやっている父親が事例を紹介してくれたのですが、いじめられている男の子の母親が、自分の子がいじめられているのに、「それはいじめではない」としか認識できていなかったと、それで傍からみている男親としての感覚で「あの子はいじめられているのではないか」と、結果的には実際いじめにあったということが後でわかったのですが、周りが気づいても、その保護者当人の母親がいじめではないとしか受け止めていなかったということがあったので、この基本方針を机上の文章にしないで、実際に市の中に活かしていくとなった時に、いかに市民の中にいじめとはなんぞや。それをさせないために色々な手立てをしていく時にどうするのかという時に、良く理解してもらうためにはどうしたらよいのかということが非常に大きな課題となってくるだろうと思っております。これが方針として出来たからお終いではなく、この方針を実践していく上でいかに市民の皆さんに広く認識してもらうための手立てをどうとっていくかということが大切になると思っておりますので、今後の課題として、そこはちょっとはずせない点だなと思っております。色々なことがあるでしょうけど、色々なところで議論していくとか、忘れないために事例研究等含めて、先生方には年1回くらいはいじめについての研修を深めてもらうだとか、事例研究が一番私は認識を深める上ではいいのではないかなと思っておりますが、実際に世の中を変えるまでにこうなってきたいじめについて、あの時担任だったら例えばこうすればよかったのにこうできなかったのか、そういうことを自分に引き寄せて現実の問題の対処をどうするのかというような実践的な研修を学校では是非先生方にやっていく必要はあるなということと、市民にはいかにこの内容を理解してもらうためにどう広報していくかと、この2つが大きな課題として大切だと思っております。長くなりましたが以上です。

○市長 はいありがとうございました。それでは森元委員さん。

○森元委員 私も冒頭市長のお言葉の中に近畿地方が発端にというようなお話がありましたけれども、やはり基本的には国のいじめ防止対策推進法に基づいて市が条例を制定し施行していくという流れのもとで行われているということで、やはりその趣旨としては、子どもたちのいじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応するってということがいじめについては基本であるということと、どの学校にもどの子どもにも起こりうるということが前提になって施行されていると考えております。しかしながら、本市の条例を見させていただきますと条例の前文に「人間尊重宣言」というところもあるわけでございますので、やはりいじめの未然防止と共に、さらに積極的に進めることによって、子どもの豊かな人間性を育てていくということによって、いじめが解消されていくという考え方も他方で施策として作っていく部分があるかと思っております。そういうことを踏まえつつ、保護者や地域あるいは関係機関との連携をして子どもたちがいじめのない豊かな成長を願って推進していければと考えております。

○市長 はいありがとうございます。それでは齊藤委員さん。

○齊藤委員 いじめと言われると私も小学校の頃に仲間はずれというのに実際にあったことがあります。その原因というのは私が嘘をついたというのが原因だということは、はっきりしているのですが、その後そのある一つのグループから私ははずれてしまったのですが、まあどういう訳か私のところには人が集まってきましたので、新しく作ったグループの方がいる意味勢力が大きくなってしまいまして、相手もまたこっちに入れてくださいということで、大沙汰にはならず済んだということもあるのですが、以前、私がPTAの時に校長先生とお話した時に、あるいじめをした加害者の保護者を呼んで、学校で校長、担任、保護者、生徒と面談をした時に、保護者（親）が「そんなことで先生、俺を呼び出さないでくれ」と「そんなのはいじめでもなんでもないよ」と「俺一日いくら稼ぐと思っているんだよ」と捨て台詞をして子どもの手を引っ張って帰ってしまったと、実際いじめられていると思われる子どもの方が被害を訴えて、そういった場面ができたわけだが、はたしていじめた側のお子さんは、実際いじめたという感覚を持ったのだろうか、ということが私とても不安に思いました。ここに「いじめ防止基本方針」というものが出来ているわけですが、ここには市の責務や保護者の責務、子どもの役割、市民の役割とありますけど、まさしく先程箕輪委員さんが言われたように「仏作って魂入れず」ではありませんけど、これをどう市民の皆さんに、保護者の皆さんに、多くの皆さんに理解していただくのかということが今後やはり重要になっていくのかなと考えております。そして私、冒頭にも言いましたけれども、保護者代表の立場として教育委員にさせていただいております。私にも未成年の子がおります。やはり子どもというのは家庭という小さな社会の中で物の考え方とか価値観だとか身に着けてきて、そして小・中高校と成長して行って、いろんな人と出会って、たぶん色々な価値観を身に着けながら自分なりの価値観を見出していくのかなと、でもその根本にあるのは何かと言ったら、私は、やはり親だなと、じゃ自分はその親として立派な親でいられるのかなと、これは？マークがつくかも知れないけど、自分は子どもに恥ずかしくない背中を見せていくことしかできないなというつもりで頑張っておりますけれども、よく考えれば私まだ両親が健在でございますので、私も両親からすれば、まだ子どもなのです。子どもが子どもを育てている。やはりダイヤモンドはダイヤモンドでしか磨けませんし、人は人によって磨かれるとはよく言ったもので、まとまりませんが、この基本方針をいかに浸透させて、皆さんが同じ気持ちになって、いじめというものに向き合っていくことができるか、また、どうやっていけばいいのか、ということが今後重要になると思っております。まとまりませんが以上です。

○市長 はいありがとうございます。それでは大久保委員さん。

○大久保委員 市全体でいじめ防止に取り組んでいることを、多くの市民の方たちが受けとめてくれるようになるといいなと思っております。学校現場のいじめだけではなく、私はいじめというと、どちらかというと差別というか、私が関わってきた障害がある人の関わりの中で、常に差別感を感じながら長く生きていた人たちと関わってきているのですが、それと同じようなものがあるのかなと思います。このいじめ防止の取り組みを通じて、市民や自分の心の中を問うてもらえるようなきっかけになればいいかなと。それで問うてもらいながら頭の中で、人と人の違いを感じるのではなくて、できれば地域で一緒に関わって、相手を尊重したり認めたり、10人いれば10が違うのだということをスタートにするような、いかに他地域たくさんの人と関わるかによって人間性も培ってくるでしょうし、人間尊重の心も育ってくるのではないかなと思っています。今日の最初のお話のところで、できるだけスポーツを通してと言った時にも、必ずスポーツは何らかの行動があるわけですので、こういう会議の場で理屈だけ言っているような表面的に相手を理解するのではなくて、必ず行動を伴うわけで、その人の人間の姿自体も出てきますので、やはり人が違うということも自ずと解ってきますので、私が40数年前から関わっている中でみると、本当に今、世の中がすごく変わってきて、平成23年のスポーツ基本法で全ての国民の権利というようにスポーツが位置付けられた。これはもう本当に何十年来障害のある人たちが願っていたことか信じられないくらい法律で定められて、東京五輪、パラリンピックが開催されるということで、日本中が障害のある人もない人もスポーツに親しむことが当たり前のことというように変わってきておりますよね。したがってこうした大きな取り組みがあると人の心も「そういえば障害者も当たり前なのだ」というように変わってきて、どんどん行動に移してくれるのです。それと同じように、このいじめ防止の取り組みもペーパーではなくて色々なところに打ち出していく中で、そうだな。こういう場合はこう受け止めなくてはいけないな。障害のある人もまたは弱い人たちにも、こういう風に受け止めて、こういう風に関わっていかなくてはいけないなど、そのへんで人間としての生きていく技術といいますか術といいますか、豊かな人間性が育っていくような気がしますので、人を尊重していくことを色々なところで、具体的なところでも、学校なら学校ではなくて、親も高齢者も老人の施設も色々あるけれど、それから民間企業も、今民間企業も本当に地域に貢献しようというようになってきておりますので、いわゆる共生ですかね、ミックスになって、その中でお互いがお互いを育てあうような取り組みができるといいかなと思っております。このいじめの対策もそう簡単に親の問題とか学校の問題とかそんな簡単なものではないような気がしますので、私たちが誇りを持った富士見市を皆で作り上げていけるようになるといいのかなと思います。それから人を称えることが日本人は下手なので、もっともっと人を称えるような、そういう風土が作りあえないかな、もちろん学校でも地域でも表に出して人を称えるような雰囲気づくりと実践力を付けていくと、いじめは和らいでいくのではないかなという気がします。

○市長 はいありがとうございました。各委員さんからいじめに対する熱い思いを語るお話いただきました。やはり社会全体でまた様々な組織が連携をしていじめをとにかくなくしていく、しないという環境を作っていくことが重要ではないかな。色々とお話も出ていましたように保護者、市民の方へ共通の認識を持っていただくということ、それから様々な手段とも使わせていただいて人と人とのつながりを作っていくことも、ひとつのいじめをなくしていく要因にもなっていくのかなと思います。そういう意味で、今、皆様からいただいたご意見等も踏まえた中でこれからいじめの防止に向けてしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、お力添えをいただければと思います。それでは事務局の方から、いじめ防止基本方針の今後のスケジュールと当面の取り組みについて説明をいただきたいと思っております。学校教育課長。

○学校教育課長 はい。それでは「いじめ防止基本方針の今後のスケジュール」を申し上げます。まず5月11日（月曜日）から6月10日（水曜日）まで、この基本方針（案）のパブリックコメントを実施いたします。そのパブリックコメント終了後になりますが、そのパブリックコメントでのご指摘等に基づきまして原案の見直しを、子育て支援課・学校教育課、関係各課等と見直しの方を行っていきたくと考えております。その見直しである程度の案がまとまった時点で、その後、教育委員会議で議決をいただきます。この議決をもちまして基本方針が決定されるということになります。決定後の基本方針に基づきまして、今度は、現在各学校にあります学校ごとの基本方針の見直しを行いまして、この市の基本方針に基づいた学校ごとの「いじめ防止基本方針」の策定をしていただきます。それと同時に市民の皆様方にこの基本方針の周知等を行っていくということになっております。簡単ではございますが、この基本方針の今後のスケジュールでございます。

○市長 はいありがとうございました。今、報告をさせていただきましたけど、いじめ防止基本方針策定までの全体的な流れにつきましては確認をしていただけたのではないかと思いますので、どうぞご承知おきをしていただきたいと思っております。

本日予定しておりました協議事項が全て終了いたしました。委員の皆さんと貴重な意見交換ができたと感じております。冒頭にも申し上げましたが、こうした教育委員の皆さんと私ども市長部局が力をあわせて、問題意識を共有し、富士見市の教育施策をこれからはしっかりと進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。それでは、事務局の方から、連絡調整事項等あればお願いします。

○秘書広報課長 はい。一点ございます。今後の総合教育会議を進めていく中で、特にいじめの問題については、固有名詞、個人の名前等も出てくることもあろうかと思っております。その場合については、この会議は原則公開ですが、個人情報保護の観点から非公開となることの旨につきましては、ご承知おきいただきたいと思っております。したが

いまして、会議の議事録からもその部分は削らせていただきたいと、また、その議論をする議題については、傍聴もなしという形になりますのでご承知おきをいただきたいと思っております。それから、本日の会議の議事録につきましては、小野寺委員さんと箕輪委員さんに会議録が完成次第ご連絡をさせていただきますので署名の方をよろしくお願いたします。事務局からは以上でございます。

#### ◎閉会の宣告

○市長 はいありがとうございます。それでは以上をもちまして、本日の会議は終了とさせていただきますと思います。

閉会のことばを、小野寺委員さんの方からお願いをしたいと思います。

○小野寺委員 本日は、第1回ということで総合教育会議の基本的な事項について協議をして決定することができました。またいじめについて一人ひとりの委員さんの思いも聴くこともできました。次回から、より具体的な施策についてお話しができると考えておりますが、この会議が富士見市の教育の充実になくはならないものになるように努力をしたいという気持ちを新たにいたしましたところでございます。傍聴の皆様もありがとうございます。以上をもちまして、平成27年度第1回総合教育会議を閉会といたします。ありがとうございます。

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年 5月25日

会議録署名委員 市長 星野 信吾

委員 小野寺 巧

箕輪 菊雄